

令和元年度 衣浦6市障害福祉担当課長及び担当者合同会議次第

日時：令和元年7月8日（月）15時～

場所：刈谷市役所 7階 701会議室

1. あいさつ

2. 自己紹介

3. 議題

- (1) 地域生活支援事業の支給決定における障害福祉サービス及び障害児通所支援との関連について（刈谷市）
- (2) 地域生活支援事業の給付費支払い事務について（刈谷市）
- (3) 地域生活支援事業の支給決定におけるモニタリングの有無と支給決定の見直しについて（刈谷市）
- (4) 地域生活支援事業の対象者について（安城市）
- (5) 障害福祉サービス及び障害児通所支援の重症心身障害判定について（刈谷市）
- (6) 外国人や高等学校に進学しなかった児童への児童発達支援の支給取り扱いについて（安城市）
- (7) 消費税増税等に伴う地域生活支援事業及び日常生活用具事業等の価格改定予定について（高浜市、碧南市）
- (8) 福祉タクシー助成制度について（安城市）
- (9) 日常生活用具の円滑な請求書・給付券提出対応について（西尾市）
- (10) 在宅重度障害者手当 死亡の場合の未支払手当受取人について（西尾市）
- (11) 扶助料支給者の中で居住地特例者の手帳内容確認について（西尾市）

4. その他

※ 次回幹事市：安城市

令和元年度

衣浦6市障害福祉担当課長及び担当者合同会議

議題・回答

目次

- 議題1 地域生活支援事業の支給決定における障害福祉サービス及び障害児通所支援との関連について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 議題2 地域生活支援事業の給付費支払い事務について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 議題3 地域生活支援事業の支給決定におけるモニタリングの有無と支給決定の見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 議題4 地域生活支援事業の対象者について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 議題5 障害福祉サービス及び障害児通所支援の重症心身障害判定について・・・・ 6
- 議題6 外国人や高等学校に進学しなかった児童への児童発達支援の支給取り扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 議題7 消費税増税等に伴う地域生活支援事業及び日常生活用具事業等の価格改定予定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 議題8 福祉タクシー助成制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 議題9 日常生活用具の円滑な請求書・給付券提出対応について・・・・・・・・・・ 12
- 議題10 在宅重度障害者手当 死亡の場合の未支払手当受取人について・・・・ 13
- 議題11 扶助料支給者の中で居住地特例者の手帳内容確認について・・・・・・ 14

衣浦6市障害福祉担当課長及び担当者合同会議出席者名簿

市名	担当課	職名	係名	氏名	備考
碧南市	福祉課	課長		杉浦 浩二	
		係長	社会福祉係	河原 睦	
		主事	社会福祉係	澤田 直也	
		主事	社会福祉係	杉浦 久美子	
安城市	障害福祉課	課長		松村 誠	
		課長補佐		稲垣 豊彦	
		係長	障害給付係	大岡 敏己	
		主事	障害福祉係	伊藤 寛之	
西尾市	福祉課	課長		酒井 正樹	
		主事	障害者福祉担当	山内 美郷	
		主事	自立支援担当	加藤 空美	
	子育て支援課	主査	手当担当	犬塚 隆之	
知立市	福祉課	課長		早川 晋	
		保健師	障がい福祉係	加藤 あづさ	
		主事補	障がい福祉係	安部 友都	
高浜市	介護保険・障がいグループ	グループリーダー		野口 恒夫	
		主任		青野 真佐男	
		主事		石倉 侑弥	
刈谷市	福祉総務課	課長		迫 将一	
		課長補佐		山岡 達也	
		係長	障害企画係	大嶋 英亜	
		係長	普及支援係	加藤 覚子	
		主事	障害企画係	眞野 浩志	

令和元年度衣浦6市障害福祉担当課長及び担当者合同会議議題及び回答

1 地域生活支援事業の支給決定における障害福祉サービス及び障害児通所支援との関連について（刈谷市）

本市では要綱に「地域生活支援事業によるサービスに相当する介護保険法に基づくサービスを受けることができる者を地域生活支援事業給付費の対象から除く」と規定しているが、障害福祉サービスや障害児通所支援については、そういった規定がない。地域生活支援事業によるサービスに相当する（または類似する）障害福祉サービスや障害児通所支援（例：移動支援→通院等介助、同行援護、行動援護 日中一時支援→生活介護、放課後等デイサービス）を優先して利用してほしいと考えるが、それぞれの事業所との相性や事業所ごとのサービス提供時間の違いなどの理由によって地域生活支援事業の利用を希望する人もいて、対応に苦慮しているところである。

つきましては、各市の対応状況をご教授願いたい。

【碧南市回答】

碧南市では、障害福祉サービス、障害児通所支援及び地域生活支援事業給付費の支給決定における要綱等はありません。

個別の案件において、特にサービス等利用計画・障害児支援計画がある場合は当該計画に記載された対象者の状況等利用目的を踏まえ、適切なサービス種別、支給量等を支給決定することとしています。

碧南市の現状としては、移動支援及び日中一時支援の社会資源が限られており、また、利用目的の適正と認められる範囲に限り支給決定しているため、提案市のような地域生活支援事業の申請状況はありません。

【安城市回答】

安城市でも、地域生活支援事業よりもそれに相当する障害福祉サービスや介護保険法に基づくサービスを優先して利用してほしいと考えている。しかし、相談支援事業所が作成した計画案をふまえ、本人の状況等を総合的に検討した結果、支給が適当と認められる場合には、地域生活支援事業の支給決定を行っています。

【西尾市回答】

移動支援では、福祉サービス（通院等介助、同行援護、行動援護）を優先して利用してほしいと考えています。

日中一時支援については、生活介護は優先となります。

放課後等デイサービスは、日中一時支援は預かり、放課後等デイサービスは療育と目的が異なることから、優先利用は考えておりません。

【知立市回答】

現状は併給可能ですが、障害福祉サービスや障害児通所支援を利用してほしいという点は同じなので、今後制限等を検討していく予定です。

【高浜市回答】

障害福祉サービス等を優先して利用するようお願いしている（例：移動支援⇒通院等介助）。しかしながら、生活介護後の延長の対応等、様々な事情により地域生活支援事業によるサービスの希望があり、一律ではなく柔軟に対応しています。

【刈谷市回答（提案市）】

2 地域生活支援事業の給付費支払い事務について（刈谷市）

本市では給付費請求書を事業所から紙媒体で提出してもらい請求内容に不備がないか確認した上で、システムに支払い情報を入力しているが、事務量が膨大であり、苦慮している。

つきましては、各市の支払い事務の方法をご教授願いたい。

（例：請求情報をデータでもらい、システムに取り込み、システムの機能により不備がないかチェックしている等）

【碧南市回答】

碧南市でも、給付費請求書を事業所から紙媒体で提出してもらい請求内容に不備がないか確認した上で、システムに支払い情報を入力しており、事務量が膨大であり、苦慮しています。

【安城市回答】

刈谷市と同じように紙媒体で手作業にて処理しています。

【西尾市回答】

西尾市も刈谷市と同じです。紙媒体で毎月10日までに提出いただき、間違いがないか確認し、システムに支払い情報を入力しています。

【知立市回答】

貴市と同様の事務を行っています。苦慮している点についても同様です。

【高浜市回答】

給付費請求書を事業所から紙媒体でもらい、請求内容に不備がないか確認した上で、エクセルでデータを管理しています。

【刈谷市回答（提案市）】

3 地域生活支援事業の支給決定におけるモニタリングの有無と支給決定の見直しについて（刈谷市）

本市では地域生活支援事業の支給決定にあたっては、申請時に市の職員が利用者の障害の程度や生活状況を聞き取った上で、支給決定しているが、利用状況等についてモニタリングは行っていない。各市におけるモニタリングの有無やモニタリングを踏まえた支給決定の見直しをしているかどうかについてご教授願いたい。

具体的には本市では申請時に支給決定した区分（移動支援の身体介護を伴う・伴わない、など）を成長に伴い障害の程度が重くなった人について、本人や事業所からの申告がない限りそのままとなっている。区分を見直すタイミングを設けているか。設けている場合、どのように行っているかについてご教授願いたい。（例：更新の都度、障害状況の聞き取りを行うため来庁してもらっている。等）

【碧南市回答】

碧南市では、障害福祉サービス等を利用していない地域生活支援事業のみの利用者については、新規申請時には市の認定調査員が認定調査を行い、状況把握をしているが、その後の利用状況等についてモニタリング等は、支給決定期間中及び更新時において原則行っておらず、支給量の変更や署相談等の依頼があった際に随時検討した対応方法にて状況確認を行っています。

【安城市回答】

安城市では、地域生活支援事業のみの支給を希望される方についても、原則として障害福祉サービスと同様に相談支援事業所をつけていただくことになっています。したがってモニタリングについては、相談支援事業所が行い、その報酬についても市で要綱を設け支払っています。

また、支給決定の見直しについても、福祉サービス更新時と同様に、これまでのモニタリング結果等をふまえて相談支援事業所が作成する計画案を参考に検討します。

（モニタリング期間については、類似する障害福祉サービスと同期間と考えています。）

【西尾市回答】

本市では、障害福祉サービス等を併用している利用者については、相談支援事業所において利用状況等のモニタリングを行っていることから、更新時に提出されるサービス等利用計画を確認しながら支給決定の見直しを行っております。

なお、サービス等利用計画を作成していない利用者については、モニタリングを実施しておりません。

支給決定した区分の見直しについては、障害児は毎年更新時に、「勘案事項整理票」において障害状況等の聞き取りを行っており、障害者は障害支援区分更新時に認定調査を実施していることから、その内容をもとに区分の見直しを実施しています。

【知立市回答】

地域生活支援事業（以下「地域」という）のみの人。

- ・モニタリングはしておらず、地域の区分は別紙の勘案事項整理票を用いて更新ごとに確認しています。

障害支援区分のある人＝（他の福祉サービスあり）。

- ・モニタリングは相談員の方にやっております。
- ・地域の区分は障害支援区分に応じた区分としています。

障害支援区分のない人・他の福祉サービスあり。

- ・モニタリングは相談員の方にやっております。
- ・地域の区分は更新ごとに確認しています。

【高浜市回答】

当市では、地域生活支援事業の利用についても相談支援事業所に関わってもらっています。障害福祉サービス等を利用している場合は計画や基本情報に組み込み、地域生活支援事業のみの場合は、独自のシートを提出してもらい支給決定を行っています。その中でモニタリング等を行い、必要に応じ見直しをしています。

移動支援の区分については、申請時の聞き取り、相談支援事業所への確認等を行い、必要に応じ見直しを行っています。

【刈谷市回答（提案市）】

4 地域生活支援事業の対象者について（安城市）

①本市に住所を有しているが、他市に居住している障害者

②他市に住所を有しているが、本市に居住している障害者

に対して、移動支援事業などの対象者としているかご教示ください。

（居住状況以外の対象者条件は満たしている場合でお考えいただきたいです。）

【碧南市回答】

碧南市では地域生活支援事業の給付決定対象者の考え方において、障害福祉サービス等と同等の取り扱いをしていますので、①の者であってグループホーム等の居住者で障害福祉サービスにおける居住地特例にあたる者にあっては対象者としています。

逆に②の者であって障害福祉サービスにおける他市町村の居住地特例にあたらぬ者については対象者とすると思いますが、実際の対象者はいません。

【安城市回答（提案市）】

① 安城市に住民票があり、他市にある居住地特例に該当する施設（グループホーム等）に居住していれば、安城市の移動支援の対象者としている。居住地特例に該当する施設に該当しない場合は、対象外としている。

② 他市に住民票があり、安城市内の居住地特例に該当する施設を利用している者の場合、移動支援の対象外としている。居住地特例に該当しない施設（有料老人ホーム等）の場合については、居住地が安城市であるため、安城市の移動支援の対象としている。

安城市において総合支援法と同様に扱う又は同じように処理する必要があると考えているため、随時、要綱改正を行っている状況です。

【西尾市回答】

① 対象である（居住地特例）

② 対象ではない

【知立市回答】

移動支援事業では、①のケースは存在します。

それ以外に関しては近年ケースがありません。

【高浜市回答】

居住地特例にあたる場合は支給決定している。

【刈谷市回答】

移動支援事業を含んだ地域生活支援事業の対象は本市に住所を有し、現に居住する障害者及び障害児であることとしております。

ただし、本市に住所を有し、現に居住する人が障害福祉サービスの居住地特例の対象となる施設などに入居するために他市に居住することになった場合は、対象者としております。

上記の規定により①は対象者となる場合があるが、②は原則対象者となりません。

5 障害福祉サービス及び障害児通所支援の重症心身障害判定について（刈谷市）

障害福祉サービス及び障害児通所支援の重症心身障害判定について、国から明確な判定基準が示されていないため、本市では次のような運用としています。

（障害福祉サービス）

児童相談所の重心判定に基づき支給決定を行う。

（障害児通所支援）

児童相談所の重心判定のみに限らず、児童相談所や相談支援事業所等と連携し、大島分類を参考に、支給決定を行う。

各市においては、どのように判定しているか、ご教授願いたい。

【碧南市回答】

碧南市では、障害福祉サービス及び障害児通所支援双方において、児童相談所の重心判定のみに限らず、大島分類を参考に市にて判断するほか、重症心身障害児者に相当する旨の主治医からの意見書に基づき支給決定を行っています。

【安城市回答】

障害福祉サービスについては、児・者共に以下のとおりです。

- ① 児童相談所の重心判定に基づくもの
- ② 大島分類を参考に市で判断するもの

原則として身体手帳+療育手帳の合計で判定。身体手帳（下肢・体幹が1・2級）+療育A判定以上を対象としています。

【西尾市回答】

（障害福祉サービス）

相談支援事業所で判定された結果に基づいて支給決定しています。

（障害児通所支援）

相談支援事業所で判定された結果に基づいて支給決定しています。

【知立市回答】

（障害福祉サービス）

児童相談所の重心判定および療養介護の対象者基準に基づき支給決定を行っています。

（障害児通所支援）

身体手帳1級及び療育A重度以上の判定を取得した際に、支給決定を行っています。

【高浜市回答】

当市では重症心身障害について、以下とおりの内規としています。

- ①障害支援区分5以上に該当し進行性筋萎縮症に罹患している者
- ②身体障害者手帳1級～2級（肢体不自由）及び療育手帳A判定

身体障害者手帳1～2級（肢体不自由）を手帳に記入されている者の他、他障害で同等の状況にある身体障害者手帳1～2級及び療育手帳A判定も対象としています。

【刈谷市回答（提案市）】

6 外国人や高等学校に進学しなかった児童への児童発達支援の支給取り扱いについて（安城市）

日本の小中学校に就学していない外国人児童や高等学校に進学しなかった児童について、学校教育法第1条に規定している学校に就学していないため放課後等デイサービスの支給ができませんが、その場合児童発達支援の支給をしている事例があればご教示ください。

また、事例がない場合、今後申請があった場合はどのようにお考えかご教示ください。

【碧南市回答】

碧南市では、議題のような事由に基づき児童発達支援の支給をしている事例はありません。高等学校に進学しなかった児童については、日中看護と自立能力の向上等を目的とした福祉サービスの利用申請の相談があり、児童福祉法の適用が残り数年に限られるため児童通所支援によるサービスではなく、生活介護、就労移行支援及び自立訓練（生活訓練）等の利用を検討した事例であればあります。

【安城市回答（提案市）】

外国人で日本の小学校に在籍せず、外国人学校（学校教育法1条校非該当）に通学している児に対して1件支給実績があります。小学校就学年齢前から児童発達支援（以下「児発」）を利用しており、一旦小学校に就学し、放課後等デイサービスの受給をしたものの、数か月で就学をとりやめ外国人学校に転校したが、引き続き療育を必要とするため、児発の支給を認めました。以前から利用していた児発施設と一旦利用した放課後等デイサービスが同じ事業所であり、発達に応じた継続的な支援が実施できること、また日本語でのコミュニケーションが難しい保護者や本人に対して対応可能な事業所が限られることから判断に至りました。

高等学校に進学しなかった児に対しての児発の支給実績はありません。（当該児については、者のサービスを利用することも可能であるため）

【西尾市回答】

事例はありません。申請があった場合、児童相談所と連携しながら、児童の家庭状況等を踏まえたうえで、生活介護や、日中一時支援の利用を検討します。他のサービスで対応できない場合は、児童発達支援の支給を決定します。

【知立市回答】

以前ブラジル人の児童に対して支給したことがあります。

15歳の日本人で高校に通わず、サービス利用したいということがあった際に、本人との話し合いの結果、児童相談所の許可をもらい就労移行支援を利用してもらったことがあります。このように申請があった場合に15歳以上であるならば者のサービスを含め何が適切なのか考えることになると思われます。

【高浜市回答】

現時点では事例がない。支給については、県や各市を参考に検討します。

【刈谷市回答】

支給事例はありません。

今後申請があった場合も、児童発達支援は、主に未就学の障害のある子どもを対象に発達支援を提供するものとして位置づけられていること、また、各児童発達支援事業所の現状も対象を未就学児としており、小学生以上の対象者へ向けた支援内容は見込まれていないことから、支給対象としない方針です。

7 消費税増税等に伴う地域生活支援事業及び日常生活用具事業等の価格改定予定について（碧南市、高浜市）

令和元年10月から予定されている消費税率の改正及びサービス費用額算定基準等の一部改正に伴って、地域生活支援事業の訪問入浴、日中一時支援、移動支援などの報酬単価や日常生活用具費の改定を予定しているか。改定する場合は、時期、改正内容をご教示頂きたい。

他事業において単価を改定する予定があるのであれば、あわせてご教示頂きたい。

【碧南市回答（提案市）】

碧南市においては、移動支援の報酬単価が同行援護の基本単価の130/100の額としているため、令和元年10月利用分より、同単価となるよう改正を予定しています。

その他の地域生活支援事業等については改正の予定はありませんが、日常生活用具については品目及び対象者を含め基準額の改正を検討していく予定です。

【安城市回答】

安城市では総合支援法に基づいて地域生活支援事業の報酬単価を定めているため、地域生活支援事業の報酬単価については、消費税率の改正に伴う報酬改定に合わせて改正する予定です。

また、日常生活用具の基準額については、消費税率の改正時期に必要ながあれば改定する予定です。

具体的な改正内容については未定です。

【西尾市回答】

訪問入浴については、非課税であるため改訂予定はありません。

日中一時支援については、改定の予定はありません。

移動支援については、同行援護の報酬単価を準用しており、同行援護の報酬単価改正に合わせて改定する予定です。

日常生活用具の改定については、他市の動向を含め慎重に検討を重ねておりますが、基本的に福祉用具については改定を行う予定は考えておりません。

【知立市回答】

価格改定の予定はありませんが、近隣市町の動向に応じて検討は必要と考えています。

【高浜市回答（提案市）】

訪問入浴、日中一時支援、移動支援などの報酬単価および日常生活用具の基準額については、他市の動向を踏まえ、価格改定を検討していきたいと考えています。

【刈谷市回答】

現時点では、改定については未定です。

なお、地域生活支援事業の日中一時支援、移動支援、地域活動支援センターは障害福祉サービス等の単価を準用していませんが、移動入浴は介護保険サービスの訪問入浴介護費と同額としていることから、今後検討していく予定です。

また、日常生活用具費は対象品目や基準額について、他市の動向等を踏まえ検討していく予定です。

8 福祉タクシー助成制度について（安城市）

平成30年度に障害者タクシー料金助成について不正受給があり、制度の見直しを図っている。

また、税改正に合わせて金額の変更協議をしていく予定ですが、他市の状況について伺いたい。

そこで、現在の要綱・金額（その設定理由）・対象者・条件・交付枚数・改正の有無についてご教示いただきたい。

併せて、不正受給や事業者による不正請求を防ぐために何をすべきか意見をいただきたい。

【碧南市回答】

碧南市の現状としましては、以下のとおりです。

(1) タクシーチケット一枚の助成金額

一般タクシー：700円/枚、介護タクシー：630円/枚

(2) 金額設定理由

一般タクシーにおいては、平成28年以前は障害者割引（1割引）を適用した後の初乗り運賃（1.5kmまでで630円）を助成金額としていたが、平成28年の運賃改正に基づき、平成28年度から障害者割引（1割引）を適用したうえで、1.5kmまで運行できる金額である700円を助成金額としています。

また、介護タクシーにおいては、平成28年以前より、契約している業者への聞き取りに基づき、最低初乗り運賃同額にて助成金額としています。

(3) 助成対象者

身体障害者手帳3級以上、療育手帳B判定以上又は精神障害者保健福祉手帳2級以上であって、自動車税又は軽自動車税の減免を受けていないもの

(4) 交付枚数

通院頻度が週1回未満の場合は1月当たり2枚、通院頻度が週1回以上の場合は1月当たり4枚、通院頻度が週3回以上の場合は1月当たり8枚、として申請のあった日の属する月から年度末までの月数に応じて交付しています。通院頻度の証明にあたっては、医師による通院報告書が必要としています。

（4月に申請⇒通院なし：24枚、通院週3回以上：96枚

5月に申請⇒通院なし：22枚、通院週3回以上：88枚）

(5) 利用条件

1回の乗車につき2枚まで利用券を使用することができるが、運賃が助成金額を下回っても差額のお釣りは出ません。

(6) 改正の有無

予定はしていませんが、各市のご状況に応じて検討していきたいと考えております。

(7) 請求内容等について

不正受給や事業者による不正請求の防止になるとは限りませんが、請求時に請求書と回収されたタクシーチケットを提出させており、各チケット記載の金額を確認しています。

【安城市回答（提案市）】

- ・対象障害者（身体1～3級・療育A、B判定・精神1・2級）
 - ・一般タクシー（普通車のみ、上限630円）
車いす・ストレッチャー乗車専用タクシー
（普通車上限2,880円／大型車上限3,370円）
- ・最大36枚交付（1か月3枚換算で4月申請36枚、5月申請33枚、…）

平成30年度に不正請求があり、該当の事業者には、助成金の返還、違約金の納付、契約解除等の措置を行いました。令和元年度から、同様のタクシー事業を行っている高齢者の担当課とともに、タクシー業者の運行記録調査（抜き打ち調査）を行っていく予定です。

要綱については別添のとおり、また助成金額の設定については、過去は初乗運賃の9割助成であったが、平成28年のタクシー料金改正に伴い（従前の初乗1.5kmが1.2kmへ変更）、改正前と同じ距離を使用したときに本人負担率が据置きになるよう調整した結果、現在の助成額となっています。

【西尾市回答】

金額：1枚500円。1乗車で4枚まで使用可
以前は初乗り金額のみの助成であったが、市民からの要望で現在の金額となりました。

対象者：身障手帳1～3級、療育手帳A・B判定、精神手帳1・2級

条件：該当年度の自動車税・軽自動車税の減免を受けていないこと

交付枚数：1月当たり4枚（通院報告書の提出がある人は8枚）

（4月に申請すれば12ヶ月×4枚＝48枚交付）

西尾市としては不正受給に対して特別な対応をしていないため、西尾市としても意見を聞かせていただきたいです。また、不正受給の事例も聞かせていただきたいです。

【知立市回答】

別紙要綱の通りです。

今後改正の予定も特にありません。

【高浜市回答】

要綱はありません。金額はチケット1枚あたり普通車タクシーの距離制運賃による初乗運賃に相当する額にお迎え料金を含めた額を助成します。（設定理由は不明です。）

1乗車につき1枚のみ使用できます。

対象者は身体1・2・3級、療育A・B判定、精神1・2級の手帳所持者で、自動車・軽自動車税の減免を受けていない者です。

申請のあった月から年度末までの月数に応じ配布します。

・週1回または2回通院の場合、1月あたり4枚。

・週3回以上通院の場合、1月あたり8枚。

・それ以外の場合、1月あたり2枚。

チケットに利用年月日、乗車地、降車地、迎え料金の有無を記入してもらっています。チケットの交付番号で利用者を特定することは可能ですが、不正請求防止のためのチェック等は行っておりません。

【刈谷市回答】

<要綱> 別紙のとおり

<金額>

位：円

区 分				金 額	～H27 金額
一般 タクシー	身体障害者手帳 及び療育手帳	尾張・三河地区	普通	670	630
		名古屋地区	普通	450	450
	精神障害者保健 福祉手帳	尾張・三河地区	普通	750	700
		名古屋地区	普通	500	500
特殊 タクシー	身体障害者手帳 及び療育手帳	尾張・三河地区	大型	3,780	3,510
			普通	3,100	2,910
		名古屋地区	大型	2,980	2,980
			普通	2,680	2,680
	精神障害者保健 福祉手帳	尾張・三河地区	大型	4,200	3,900
			普通	3,450	3,240
		名古屋地区	大型	3,320	3,320
			普通	2,980	2,980

○～平成27年度 初乗り運賃と同額（身体・療育は1割引）

○平成28年度～ 自動認可運賃（尾張・三河地区）で初乗り700円（1.5km）から600円（1.2km）に変更された値上げ幅7.14%分を、前年度までの助成額に上乗せして積算します。

<対象者>

- ① 身体障害者手帳1～3級所持者
 - ② 療育手帳A・B判定所持者
 - ③精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者
- ※ただし、自動車税または軽自動車税の減免を受けていない人

<条件>

- 乗車時に手帳の提示が必須
- 本人乗車が必須
- 不正使用は直ちに返還のうえ、次年度以降交付しない

<交付枚数>

- 1年度につき最大36枚交付（1か月あたり3枚）
- 1回の乗車につき6枚まで使用可
- 紛失や不足した場合の追加交付はしない

<改正>

消費税増税に伴いタクシー料金の変更があった場合に検討

<不正対策>

- 定期的に、タクシー業者の事務監査を行っています。対象期間、対象車番を指定し、運転日報等乗務記録と業者保管の利用券、請求書の内容を調査します。
- 受給者から返却された控えの情報（利用日、利用枚数、乗車金額）と、業者からの請求の情報を突合します。

9 日常生活用具の円滑な請求書・給付券提出対応について（西尾市）

当市において大規模なドラッグストアチェーンや業者で、請求書の送付や給付券の返送が滞り、支払いが大幅に遅れ出納閉鎖に対応できない案件も見受けられました。請求書や給付券の円滑な提出を促すために、各市取られている対応をお教えてください。

当市では年度末の3月初めに請求書・給付券未提出の各事業所に対し通知文を送付し、提出を促しています。

【碧南市回答】

碧南市では、例年1月下旬ごろに年度内の未請求案件を抽出し、対象事業者には年度内の納品と納品後の速やかな請求書の提出を通知するとともに、これ以降の給付決定について同案内を給付券と給付決定の事業者への通知に同封して案内しています。

その後、年度末付近及び翌年4月上旬に再度案件の進捗確認を電話連絡等にて行っています。

【安城市回答】

日常生活用具の給付費支払については、請求があった都度支払処理しているため、支給決定と支払の年度は必ず一致しているわけではありません。

したがって、請求書や給付券の未提出事業所への催促はしていません。

【西尾市回答（提案市）】

【知立市回答】

対策は実施しておりません。

【高浜市回答】

6カ月単位で申請されたストマ用装具・紙おむつは2カ月単位の請求となる場合があり、そのため年度をまたぐ場合は、次年度に支払いをしています。

前年度の請求書が5月になっても送付されない場合は、電話にて催促しています。

【刈谷市回答】

本市では、業者からの請求に合わせて支払いを行っており、特に扶助費について年度の考えや出納閉鎖の考えはありません。

10 在宅重度障害者手当 死亡の場合の未支払手当受取人について（西尾市）

在重受給者が死亡の場合、未支払分を遺族に支給しますが、受給者と異なる世帯に属していた場合は、生計が同一であったことを証明しなければならないです。西尾市であったパターンでは民生委員の生計同一証明書を証明書類として提出していただいたことがあります。在重支給事務取扱要領に記載のある事由の「公的機関が生計同一である証明をしている場合」でその事実が確認できるものを提出するパターンがまだないです。他市ではこのようなパターンで未払分を支給した事例がありますか？あればご教示願います。

【碧南市回答】

碧南市でも、民生委員による生計同一証明書を証明書類として提出していただいたことはありますが、その他公的機関等による生計同一の証明書があった事例はありません。

【安城市回答】

安城市では、過去に別世帯者が提出した書類として、市役所で発行する扶養証明書や確定申告書の写しがありますが、その他のパターンでは事例がありません。

【西尾市回答（提案市）】

【知立市回答】

受給者死亡で未支給がある場合、基本的に現況届で所得を確認しているご家族がいれば、未払いをご案内しています。

生計同一の証明書で未支給を支払ったことはありません。

【高浜市回答】

そのような事例はありません。

【刈谷市回答】

刈谷市において、そのようなケースはありません。

西尾市同様、世帯を別にしていた遺族に支払うために民生委員の方に生計同一証明をしていただいたケースはあります。

11 扶助料支給者の中で居住地特例者の手帳内容確認について（西尾市）

西尾市では他市が手帳を管理し、西尾市が扶助料を支給している方の手帳等級の変更等について、定期支払前に手帳管理市に確認依頼している。しかし、他市から同様の確認依頼をいただくことが少ないため、どのように取り扱っているかを参考にさせていただきたい。例えば愛知県に確認している、マイナンバーを使用して確認している、確認をしていないなど。

【碧南市】

住民票上の異動については月に一度確認しておりますが、手帳の取得状況についての確認はしていません。

【安城市回答】

該当の市町村または入所施設へ電話による確認を行っています。

【西尾市回答（提案市）】

【知立市回答】

本市では障害児・障害者の入所施設がないためか、貴市のようなケースはありません。

転入された方で、手帳の管轄が本市にない場合は、手帳管理市に扶助料等について確認していただくよう、お願いしています。

逆に、本市で手帳を管理している障害者の方には、施設の種類によりますが、住民票を市外の施設に移していても、当市の扶助料を支払っています。

【高浜市回答】

当市では施設入所者は支給対象外なので、手帳管理が他市の人の支給対象者は現在いません。

【刈谷市回答】

本市では、他市が手帳を管理し、本市の扶助料支給対象となる者から扶助料の新規申請があった際には、手帳原本により手帳等級を確認しており、その後は定期払い（3月と9月に6か月分を一括で交付）の際に手帳管理市に状況を確認することとしています。

勘案事項整理票

実施者(記入者)

実施日	平成 年 月 日	記入者氏名	
実施場所	居宅内・施設内() ・ その他()		

電話記録

月 日()	
月 日()	
月 日()	

障害者氏名・住所

フリガナ		生年月日	平成 年 月 日() 歳
対象者氏名		性別	男・女
現住所 〒	—		
		TEL ()	—
		携 帯 ()	—
過去の決定	初回 ・ 2回目以降(前回決定 年 月 日)		
体格	身長 cm	体重	kg
手帳所持状況	身体障害者手帳	手帳番号	愛知県 第 号 () 第 号
		等級	1・2・3・4・5・6
		身体障害の種類	視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・内部障害・ その他()
	療育手帳	手帳番号	愛刈谷児 第 号 () 第 号
		等級	A・B・C
	精神障害者 保健福祉手帳	手帳番号	愛知県 第 号 () 第 号
		等級	1・2・3
	手帳交付日	平成 年 月 日	
難病等疾病名	疾病名()		

生活歴・病歴等

生活歴(現在に至るまでの学歴等)
既往歴
現在かかっている病気・医療機関

調査項目（5領域11項目） ※通常の発達において必要とされる介助等は除く

	項目、判断基準	区分				特記事項
		できる	見守り	一部介助 (おかずに 刻む必要有)	全介助 (全面的介助)	
食事	①食事の準備、摂食および後片付けに関する支援	できる	見守り	一部介助 (おかずに 刻む必要有)	全介助 (全面的介助)	
排泄	②排尿行為	できる	見守り	一部介助 (便器に座 らせるなど)	全介助 (全面的介助)	
	③排便行為	できる	見守り	一部介助 (便器に座 らせるなど)	全介助 (全面的介助)	
保持 清潔	④入浴（浴槽の出入り・洗髪・洗身）	できる	見守り	一部介助 (身体を洗 うなど)	全介助 (全面的介助)	
移動	⑤歩行（立位から5m程度以上歩くこと）	できる	見守り	一部介助 (手を貸す 必要有)	全介助 (全面的介助)	
	⑥移乗（でん部を移動させて乗り移ること）	できる	見守り	一部介助 (手を貸す 必要有)	全介助 (全面的介助)	
	⑦移動（日常生活に必要な場所へ移動や外出に支援が必要かどうか）	できる	見守り	一部介助 (手を貸す 必要有)	全介助 (全面的介助)	
行動障害および精神症状	⑧強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動	ほぼ毎日（週5日以上）の支援や配慮等が必要		週に1、2回程度以上支援配慮が必要		
	⑨睡眠障害や食事・排泄に係る不適応行動（多飲水や過飲水を含む）	ほぼ毎日（週5日以上）の支援や配慮等が必要		週に1、2回程度以上支援配慮が必要		
	⑩自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊す行為	ほぼ毎日（週5日以上）の支援や配慮等が必要		週に1、2回程度以上支援配慮が必要		
	⑪気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する	ほぼ毎日（週5日以上）の支援や配慮等が必要		週に1、2回程度以上支援配慮が必要		
	⑫再三の手洗いや繰り返し確認のため日常動作に時間がかかる	ほぼ毎日（週5日以上）の支援や配慮等が必要		週に1、2回程度以上支援配慮が必要		
	⑬他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さのため外出や集団参加ができない。また、自室に閉じこもって何もしないでいる	ほぼ毎日（週5日以上）の支援や配慮等が必要		週に1、2回程度以上支援配慮が必要		
	⑭学習障害のため、読み書きが困難	ほぼ毎日（週5日以上）の支援や配慮等が必要		週に1、2回程度以上支援配慮が必要		

◎短期入所

【区分3】 ①《②③》④⑦の項目のうち「全介助」が3項目以上又は⑧～⑭の項目のうち「ある」が1項目以上

【区分2】 ①《②③》④⑦の項目のうち「全介助」もしくは「一部介助」が3項目以上又は⑧～⑭の項目のうち「ときどきある」が1項目以上

【区分1】 区分2又は3に該当しない児童で、①《②③》④⑦の項目のうち「一部介助」又は「全介助」が1項目以上

◎身体介護の有無 下記のいずれか一つ以上に認定されていること

- ②「排尿」・・・「見守り等」、「一部介助」又は「全介助」
- ③「排便」・・・「見守り等」、「一部介助」又は「全介助」
- ⑤「歩行」・・・「できない」
- ⑥「移乗」・・・「見守り等」、「一部介助」又は「全介助」
- ⑦「移動」・・・「見守り等」、「一部介助」又は「全介助」

前回	支援区分	1・2・3
聞取り後	支援区分	1・2・3
前回	身体介護	有・無
聞取り後	身体介護	有・無

碧南市福祉タクシー料金助成規程

(趣旨)

第1条 この規程は、心身障害者又は精神障害者及びその者が属する世帯の経済的負担の軽減を図り、もって福祉の向上に資するため、福祉タクシー料金の助成について必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 この規程により福祉タクシー料金の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、市内に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から3級までに該当するもの

(2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所において療育手帳A又はBの交付を受けたもの

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、精神障害者保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級に該当するもの

2 前項の規定にかかわらず、地方税法（昭和25年法律第226号）第162条に規定する自動車税又は同法第454条に規定する軽自動車税の減免を受けている者は、助成対象者としなない。

(利用の申請)

第3条 助成対象者又はその保護者は、福祉タクシー料金の助成を受けようとするときは、市長に福祉タクシー料金助成利用券交付申請書を提出し、及び当該助成対象者の身体障害者手帳又は療育手帳を提示し、福祉タクシー料金助成利用券（別記様式。以下「利用券」という。）の交付を受けなければならない。この場合において、助成対象者が週1回以上障害に起因する治療のため医療機関等に通院しているときは、申請書に通院報告書を添付するものとする。

(助成の決定及び利用券の交付)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその審査を行い、助成の可否を決定し、適当と認めた助成対象者（以下「利用者」という。）について、利用券を交付する。

2 交付する利用券の枚数は、申請のあった日の属する月から年度末までの月数に応じ、次に掲げるとおりとする。

(1) 週1回又は2回通院の場合 1月当たり4枚

(2) 週3回以上通院の場合 1月当たり8枚

(3) 前2号に掲げる場合以外の場合 1月当たり2枚

3 利用者又はその保護者は、利用券の交付後において、通院回数の変更により、交付されるべき利用券の枚数が増えることとなったときは、前条の通院報告書を市長に提出するものとする。

4 市長は、前項の規定による提出があったときは、第2項の規定に準じ、その差分の枚数の利用券を交付する。

(助成の範囲)

第5条 利用者が、市長があらかじめ指定したタクシー業者（以下「指定タクシー業者」という。）のタクシーを利用した場合に、市長は、その基本料金の額を助成するものとする。ただし、第7条ただし書の規定により利用者が1回の乗車で2枚の乗車券を使用する場合に係る助成の額は、その基本料金の額に2を乗じて得た額の範囲内の額とする。

(助成の方法)

第6条 福祉タクシー料金の助成は、基本料金の額を前条のタクシー業者に支払うことによつて行ふ。

2 次条ただし書の規定により1回の乗車で2枚の利用券が使用された場合においては、前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号に掲げる乗車料金の額（障害者に対する割引分を控除した額をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に掲げる額を指定タクシー業者に支払うものとする。

(1) 乗車に係る基本料金の額に2を乗じて得た額に満たない場合 乗車料金の額

(2) 乗車に係る基本料金の額に2を乗じて得た額以上の額である場合 基本料金の2を乗じて得た額

(利用方法)

第7条 利用者が指定タクシー業者のタクシーを利用するときは、降車の際、利用券1枚を運転者に渡すものとする。ただし、1回の乗車に係る乗車料金の額が基本料金の額を超えるときは、利用者は2枚の利用券を使用することができる。

(資格喪失の届出)

第8条 利用者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、利用者又はその保護者は、直ちに福祉タクシー料金助成利用券利用資格喪失届出書に残りの利用券を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 市内に住所を有しなくなったとき。
- (3) 障害程度の変更等により助成対象者でなくなったとき。

(助成額の請求手続)

第9条 指定タクシー業者は、利用者から受け取った利用券を月ごとに取りまとめ、翌月10日までに利用券を添えて市長に助成額の支払を請求するものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 利用者は、利用券を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(不正利得の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により利用券を使用した者があるときは、その者から、その利用券に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

安城市障害者福祉タクシー料金助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者が医療機関への通院、福祉センターの利用等、外出のきっかけとするためタクシーを利用する場合において、その料金の一部を助成することにより、障害者福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「障害者」とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に1級から3級までである者として記載され、又は療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者と判定された者に支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載のあるものをいう。)に障害の程度がA若しくはBと記載されたものを所持している者、又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に1級若しくは2級と記載されている者をいう。

(対象者)

第3条 この事業の対象となる者は、安城市に居住する障害者で、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき安城市に登録されているものとする。ただし、障害があることを理由として自動車税又は軽自動車税の減免を受けている者及高齢者外出支援サービス事業実施要綱(平成15年7月1日施行)に規定する安城市高齢者タクシー料金助成利用券の交付を受けている者(以下「減免等該当者」という。)を除く。

(申請、審査及び交付)

第4条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳(以下「手帳等」という。)を提示し、障害者福祉タクシー料金助成利用券交付申請書(様式第1。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由により手帳等を提示することができないと認められる者は、手帳等の提示に代えて、郵送等により手帳の写しを提出し、かつ、減免等該当者でないことを宣誓することにより行うことができる。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかに、その審査を行い、前条の規定に該当する者であると認めるときは、申請者に障害者福祉タクシー料金助成利用券（以下「利用券」という。）を交付する。

3 前項の規定により市長が交付する利用券の数は、申請のあった日の属する月から年度末までの月数に3を乗じて得た数とする。

4 利用券の交付は、一の対象者につき各年度1回までとする。

（追加交付）

第5条 市長は、前条の規定に基づき利用券の交付を受けた者（以下「受給者」という。）が、2月以上の期間1週間につき2回以上通院する必要があると認めるときは、同条4項の規定にかかわらず、利用券を追加して交付（以下「追加交付」という。）することができる。

2 追加交付を受けようとする受給者は、障害者福祉タクシー料金助成用通院報告書（様式第2）を市長に提出するものとする。

3 追加交付する利用券の数は、前項の報告書の提出された日の属する月から年度末までの月数に3を乗じて得た数とする。

4 追加交付は、一の対象者につき各年度1回までとする。

（タクシー料金の助成）

第6条 利用券により助成する額（以下「助成額」という。）は、受給者が市長が定めるタクシー事業者を利用した場合の利用料金（以下タクシー料金という。以下同じ）のうち運賃（障害者割引に該当する場合は割引後の運賃）部分に適用されるものとする。ただし、1回の乗車につき次の表に定める額を上限とする。

タクシーの種別		助成額の上限額
一般タクシー	普通車	630円
車いす・ストレッチャー乗車専用タクシー	普通車	2,880円
	大型車	3,370円

2 前項の規定による助成を受けようとする受給者は、タクシー料金の支払の際に当該タクシー事業者を利用券を提出するものとする。この場合において、当該受給者は、タクシー料金から助成額を控除した額を当該タクシー事業者に支払うものとする。なお、タクシー料金が助成額の上限額未満の場合は、当該額を助成するものとする。

（譲渡又は担保の禁止）

第7条 受給者は、利用券を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により利用券の申請又は使用をした者があるときは、その者から、その利用券に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(資格の喪失)

第9条 受給者は、第3条に規定する対象者でなくなったときは、受給者としての資格を喪失するものとし、直ちに未使用の利用券を市長に返還しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年1月20日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1 (第4条関係)

障害者福祉タクシー料金助成利用券交付申請書

安城市長

- 注意1 太枠の中のみ記入してください。
 2 該当する項目に○印を付けてください。
 3 適切な制度運用のため、タクシー事業者の乗務記録と、申請者の利用券を調査・確認することがあります。

申請者記入欄		申請日	年 月 日
申請者住所	安城市		
申請者氏名		電話	—
手帳番号	愛知県 第 号 ()		
等級・判定	(1) 身体障害者手帳 1級 ・ 2級 ・ 3級 (2) 療育手帳 A判定 ・ B判定 (3) 精神障害者保健福祉手帳 1級 ・ 2級		
障害名	聴覚 ・ 視覚 ・ 上肢 ・ 下肢 ・ 体幹 ・ 心臓 ・ 呼吸器 腎臓 ・ 直腸 ・ ぼうこう ・ 小腸 ・ 免疫 ・ 肝臓		
車椅子利用	利用していない ・ 時々利用している ・ 常時利用している		

事務処理欄	
タクシー利用券の番号	第 号
タクシーの種別	一般タクシー ・ 車いす・ストレッチャー乗車専用タクシー
自動車税及び軽自動車税の減免	減免を受けている ・ 減免を受けていない
高齢者タクシー料金助成利用券の交付	交付を受けている ・ 交付を受けていない
通院報告書の提出 (様式第2)	同時提出 ・ 提出なし
障害者システムへの入力	入力日 (年 月 日)
根拠規定：安城市障害者福祉タクシー料金助成事業実施要綱 様式第1 (第4条関係)	

様式第2（第5条関係）

障害者福祉タクシー料金助成用通院報告書

安城市長

注意1 週に2回以上で2か月以上の通院が必要な場合に報告してください

2 太枠の中のみ記入してください。

申請者記入欄		申請日	年 月 日
申請者住所	安城市		
申請者氏名		電話	—

医療機関記入欄

申請者の病名			
通院を要する回数及び期間	週 ____ 回	かつ	____ か月以上
上記のとおり、通院を要することを証明します。			
年 月 日			
医療機関等		所在地	
		名称	
		医師等氏名	
		印	

事務処理欄	
タクシー利用券の番号	第 号
タクシーの種別	一般タクシー ・ 車いす・ストレッチャー乗車専用タクシー
自動車税及び軽自動車税の減免	減免を受けている ・ 減免を受けていない
高齢者タクシー料金助成利用券の交付	交付を受けている ・ 交付を受けていない
障害者システムへの入力	入力日（ 年 月 日）
根拠規定：安城市障害者福祉タクシー料金助成事業実施要綱 様式第2（第5条関係）	

西尾市心身障害者福祉タクシー料金助成事業実施要綱

（目的）

第 1 条 西尾市心身障害者福祉タクシー料金助成事業（以下「事業」という。）は、心身障害者が医療機関への通院等日常生活を容易にするため、タクシーを利用する場合に料金の一部を助成することにより、心身障害者福祉の増進を図ることを目的とする。

（実施主体）

第 2 条 本事業の実施主体は、西尾市とする。

（助成対象者）

第 3 条 この事業により助成を受けることができる心身障害者（以下「対象者」という。）とは、西尾市地域生活支援事業実施要綱第 3 条に該当し、次に掲げる各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号の 1 級、2 級又は 3 級に該当する者

(2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 12 条第 1 項に規定する知的障害者更生相談所において療育手帳の交付を受けた者で、障害の程度が A 又は B と記載されている者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に規定する障害等級の 1 級又は 2 級に該当する者

2 前項の規定にかかわらず、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 162 条に規定する自動車税の減免及び同法第 454 条に規定する軽自動車税の減免を受けている者は、助成対象としない。

（利用の申請）

第 4 条 対象者がこの事業の助成を受けようとするときは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示し、心身障害者福祉タクシー料金助成利用券交付申請書（様式第 1 号）を市長に提出し、心身障害者福祉タクシー料金助成利用券（様式第 2 号。以下「利用券」という。）の交付を受けなければならない。この場合において、対象者が週 2 回以上医療機関に通院しているときは、通院報告書（様式第 3 号）を添付するものとする。

(助成の決定及び利用券の交付)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその審査を行い、助成の可否を決定し、適当と認められた対象者について、利用券を交付する。

2 交付する利用券の枚数は、申請のあった日の属する月から3月までの月数に応じ、次の各号に掲げるものとする。

ただし、翌年度以降利用分については、申請日にかかわらず、4月分からの枚数とする。

(1) 週2回以上の通院の場合 1月当たり8枚

(2) 前号に掲げる以外の場合 1月当たり4枚

3 利用券の交付を受けた者(以下「受給者」という。)が、利用券の交付後において、通院回数の変更により交付されるべき利用券の枚数が増えることになったときは、第4条の通院報告書を市長に提出するものとする。

4 市長は、前項の規定による提出があったときは、第2項の規定に準じ、その差分の枚数の利用券を交付する。

(利用方法)

第6条 1回の乗車につき利用可能な枚数は4枚とし、受給者は利用時に障害者手帳及び利用券を提示するものとする。

(助成の額)

第7条 利用券1枚により助成する額は500円を上限とする。

(利用タクシーの範囲)

第8条 受給者が利用することのできるタクシーは、市長が契約したタクシー業を営む者のタクシーとする。

(請求)

第9条 前条のタクシー業を営む者は、請求書に利用者から受け取った利用券を添えて、利用月の翌月10日までに市長に請求するものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 受給者は、利用券を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(受給資格の喪失)

第11条 受給者が第3条の規定に該当しなくなったときは、利用券を使用することができない。

(不正利得の返還)

第12条 市長は、虚偽その他不正な手段により、利用券の交付を受けた者があったときは、その者が受けた助成の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、平成3年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号

様式第2号

様式第3号

知立市障害者福祉タクシー料金助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者がタクシーを利用する場合における料金の一部を助成することにより、障害者の日常生活を支援し、もって障害者福祉の増進を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 障害者福祉タクシー料金助成利用券(様式第1。以下「利用券」という。)の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のアからウまでのいずれかに該当する者

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から3級までのいずれかに該当するもので、身体障害者福祉法第9条の規定により知立市(以下「市」という。)が援護の実施者となるもの

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の障害等級が1級又は2級に該当するもので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条の規定により市が相談及び指導を行うこととなるもの

ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第15条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所において療育手帳の交付を受けた者のうち、障害の程度がA又はBと記載されているもので、市が児童福祉法第10条の規定により調査及び指導を行い、又は知的障害者福祉法第9条の規定により更生援護の実施者となるもの

(2) 地方税法(昭和25年法律第226号)第162条の規定による自動車税

の減免又は同法第454条の規定による軽自動車税の減免を受けていないこと。

(利用タクシーの範囲)

第3条 助成の対象となるタクシーは、タクシー事業者(道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む者をいう。)であって市長が契約を締結したもの(以下「契約事業者」という。)が運営するタクシーとする。

(申請、審査及び交付)

第4条 利用券の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳(以下「障害者手帳」と総称する。)を提示し、障害者福祉タクシー料金助成利用券交付申請書(様式第2。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその審査を行い、第2条の規定に該当するものであると認めるときは、申請者に利用券を交付する。

3 利用券は、申請のあった日の属する月からその年度の3月までの月数に3を乗じて得た枚数を一括交付する。

(追加交付)

第5条 前条第3項の規定にかかわらず、市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用券を追加交付することができるものとする。

(1) 福祉輸送サービス(中部運輸局長が公示する福祉輸送サービスをいう。以下同じ。)以外の方法によるタクシーの利用が困難なものであって、その旨を記載した申請書を市長に提出した場合

(2) 1週間に2回以上医療機関に通院するものであって、申請書に医療機関による証明を受けた障害者福祉タクシー料金助成用通院報告書(様式第3。以下「報告書」という。)を添付して市長に提出をした場合

2 前項の規定により追加交付する利用券は、同項の申請書及び報告書が提出された日の属する月からその年度の3月までの月数に3を乗じて得た枚数を一括交付する。

3 第1項の規定にかかわらず、公的機関又は医療機関が発行する書類であって

申請者が他の制度等の申請等の際に既に市長等に提出したものにより、申請者に係る申請日現在における通院の頻度について市長が確認することができる場合は、当該確認により報告書の提出に代えることができるものとする。

(助成の額)

第6条 利用券1枚につき助成する運賃の額(以下「運賃助成基準額」という。)は、利用券の交付を受けた者(以下「受給者」という。)が乗車したタクシーに係る初乗運賃に10分の9を乗じた額又は中部運輸局長が公示する一般乗用旅客自動車運送事業の自動認可運賃のうち普通車の距離制運賃に係る初乗運賃の上限運賃に10分の9を乗じた額のいずれか低い額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。)とする。

2 利用券は、1回の乗車につき6枚を限度に使用することができるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、受給者が使用しようとする利用券の枚数に運賃助成基準額を乗じた額(以下「助成基準合計額」という。)が乗車に係る運賃の総額(以下「運賃額」という。)を超えるときは、当該助成基準合計額から当該運賃額を控除した額については、助成しない。

4 前3項の規定による運賃の助成とは別に、受給者が乗車するタクシーが距離制運賃を適用する場合に限り、当該タクシーに係る料金として中部運輸局長の認可に基づき算定される迎車回送料金を加算して助成することができるものとする。

(助成の方法)

第7条 利用券による助成は、市長が、利用券の提出を受けた契約事業者に対し、前条に定めるところにより算出した額を支払うことにより行うものとする。

(利用方法等)

第8条 利用券を使用しようとする受給者は、タクシーの乗車運賃等の精算時に、当該タクシーの乗務員に障害者手帳を提示し、利用券を提出するものとする。

2 前項の提出を受けた乗務員は、利用券を提出した者が市長から利用券の交付を受けた者であると確認できたときは、提出を受けた利用券のそれぞれに障害者手帳の番号、利用年月日、利用枚数、運賃助成基準額(第6条第3項の規定により助成しないこととされる額があるときは、当該額を控除した額)及び迎

車回送料金を記載し、当該記載について利用者の確認を受けた上で、乗車に係る運賃及び料金の合計額から第6条の規定により算出した助成の額の合計額（以下「助成金」という。）を控除した額を受給者に請求するものとする。

（助成金の請求）

第9条 受給者から利用券の提出を受けた契約事業者が、市長に当該利用券に係る助成金の支払いを請求するときは、当該提出を受けた日の属する月の翌月10日までに、請求書に利用券その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（譲渡又は担保の禁止）

第10条 受給者は、利用券を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（助成金の返還）

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により利用券を使用した者がいるときは、その者から、その使用した利用券に相当する金額を返還させることができる。

（資格の喪失及び利用券の返還）

第12条 受給者が次の各号のいずれかに該当したときは、利用券を使用することができない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 本市に居住しなくなったとき。
- (3) 障害者でなくなったとき。

2 前項の規定により使用できなくなった利用券の未使用分は、速やかに市長へ返還するものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の知立市障害者福祉タクシー料金助成金交付要綱の規定により交付された知立市障害者福祉タクシー基本料金助成利用券は、改正後の知立市障害者福祉タクシー料金助成利用券とみなす。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1 (第2条関係)

障害者福祉タクシー料金助成利用券

(表)

福祉タクシー料金助成利用券 No.		
年4月1日から 年3月31日まで有効		
発行者 知立市長 印		
【利用年月日】 年 月 日		
【この券の助成額】		
運賃	迎車料金	合計
円	円	円
(今回利用枚数の合計 枚中の 枚目)		

(裏)

【利用者の手帳番号】 第 _____ 号
【乗車タクシー名】

様式第 2 (第 4 条関係)

利用券番号

障害者福祉タクシー料金助成利用券交付申請書

年 月 日

知立市長 様

申請者 住所 知立市

氏名 ㊟

電話

下記のとおりですから、知立市障害者福祉タクシー料金助成利用券を交付してください。

記

障 害 者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
	住 所	知立市	
	氏 名		電 話
身体障害者手帳、 精神障害者保健 福祉手帳又は 療育手帳	番 号	<input type="checkbox"/> 愛知県 第 号 ()	
	身体障害者 障害程度	精神障害者 障害程度	知的障害者 障害程度
	1 級・2 級・3 級	1 級・2 級	A 判定・B 判定
自動車税の減免 の状況	<input type="checkbox"/> 有 . <input type="checkbox"/> 無		※減免 確認欄
利用する タクシーの種別	<input type="checkbox"/> 普通車 <input type="checkbox"/> 移送用車両 (リフト付き車・ストレッチャー車)		
追加交付	<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 通院報告書・ <input type="checkbox"/> 公的機関、医療機関発行の書類) <input type="checkbox"/> 無		

※ 該当する□に✓をしてください。

様式第3 (第5条関係)

障害者福祉タクシー料金助成用通院報告書

年 月 日

知立市長 様

申請者 住所 知立市

氏名 ⑩

次のとおり通院しているので、報告します。

申請者の病名	
通院回数	週 回通院中である。
通院期間	年 月 から

以上のとおり、通院していることを証明します。

年 月 日

医療機関等 所在地

名 称 ⑩

(医師等氏名 ⑩)

※この報告書は、知立市障害者福祉タクシー券の追加交付に必要なものです。

追加交付の対象者は、医療機関等に週2回以上通っている方です。追加交付申請には医師又は医療機関等の印による通院回数の証明を受けたこの報告書が必要です。

議題8 (高浜市)

○高浜市障害者福祉タクシー料金助成規則

平成6年10月17日

規則第53号

改正 平成10年12月24日規則第66号

平成11年3月31日規則第24号

平成13年3月30日規則第14号

(題名改称)

平成17年6月30日規則第31号

平成20年3月31日規則第18号

平成24年3月28日規則第8号

平成25年3月28日規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、障害者の医療機関への通院等日常生活を容易にするため、タクシーを利用する場合に料金の一部を助成することにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(平13規則14・一部改正)

(定義)

第2条 この規則において「障害者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に障害の程度が1級から3級までのいずれかに該当する者として記載されている者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において交付を受けた療育手帳に障害の程度がA又はBである者として記載されている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者

(平13規則14・全改、平17規則31・平20規則18・一部改正)

(助成対象者)

第3条 この規則により助成を受けることができる者（以下「助成

対象者」という。)は、本市に居住し、住民基本台帳に記録されている障害者又は高浜市障害者扶助料支給条例(昭和48年高浜市条例第12号)第10条に規定する施設等に入所している障害者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、地方税法(昭和25年法律第226号)第162条に規定する自動車税の減免又は同法第454条に規定する軽自動車税の減免を受けている者(障害者と生計をともにする者が当該適用を受けている場合における当該障害者を含む。)に対しては、助成しないものとする。

(平10規則66・平24規則8・一部改正)

(申請及び交付)

第4条 助成を受けようとする者は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示し、障害者福祉タクシー料金助成券交付申請書(様式第1)を市長に提出しなければならない。この場合において、助成対象者が週1回以上医療のため医療機関等に通院しているときは、通院報告書(様式第2)を添付しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成対象者に該当すると認めるときは、障害者福祉タクシー料金助成券(様式第3。以下「助成券」という。)を申請者に交付するものとする。

- 3 助成券の交付枚数は、申請のあった日の属する月から当該年度の3月までの月数に応じ、次に定めるところによる。

(1) 週1回又は週2回通院の場合 1月当たり4枚

(2) 週3回以上通院の場合 1月当たり8枚

(3) 前2号以外の場合 1月当たり2枚

- 4 助成券の交付を受けた者(以下「利用者」という。)は、助成券の交付後において、通院回数の変更により、交付されるべき助成券の枚数に不足が生じたときは、通院報告書を市長に提出して、不足する枚数の助成券の交付を受けることができる。

(平13規則14・一部改正)

(助成の額)

第5条 助成券により助成する額は、タクシー基本料金及びお迎え料金に相当する額とする。

(利用タクシーの範囲)

第6条 利用者が利用することのできるタクシーは、市長が契約をしたタクシー業を営む者のタクシーとする。

(身体障害者手帳等の提示)

第7条 利用者は、助成券を使用する際にタクシーの運転手から身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の提示を求められたときは、これに応じなければならない。

(平13規則14・一部改正)

(譲渡又は担保の禁止)

第8条 利用者は、助成券を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により、助成券を使用した者があるときは、その者から、その助成券に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(資格の喪失)

第10条 利用者は、助成対象者に該当しなくなったときは、助成券を使用することができない。

2 利用者は、助成対象者に該当しなくなったときは、障害者福祉タクシー料金助成資格喪失届(様式第4)に利用券を添えて、速やかに、市長に届け出なければならない。

(平13規則14・一部改正)

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前になされた申請、処分その他の行為は、この規則の相当規定に基づいてなされた申請、処分その他の行為とみなす。

附 則(平成10年規則第66号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年規則第24号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年規則第14号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年規則第18号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第8号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年規則第9号）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（高浜市公印規則の一部改正）

2 高浜市公印規則（昭和56年高浜市規則第7号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

様式第1(第1条関係)

障害者福祉タクシー料金助成券交付申請書

年 月 日

(宛先)高浜市長

申請者 住所 高浜市 町
 丁目 番地
 氏名 印
 電話

受給者	氏名		男・女	生 月	年 日	年 月 日
	住所	高浜市	町	丁目	番地	
手帳番号	第	県	号	等級	種	級
				判定		判定
交付年月日	年 月 日	交付・再交付				
障 害 名	視覚 聴覚 言語 肢体 体幹 内部					
自動車税 軽自動車税	減免の有無	有 ・ 無				
利用券番号	第 号					
備 考						
交付枚数	年 月分～ 年3月分 枚					

様式第2(第1条関係)

通 院 報 告 書

年 月 日

(宛先)高浜市長

助成対象者 住所
氏名 印

次のとおり通院しているのを、報告します。

病 名	
通院回数	週 回通院中である。
通院期間	年 月～
以上のとおり、通院していることを証明します。	
年 月 日	
医療機関等	所在地 名称 医師等氏名 印

様式第3(第1条関係)

No. _____

障害者福祉タクシー
料金助成券

利用者
氏名

発行年月日

_____年 月 日

有効期限

_____年 3月 31日

発行者
高浜市長

印

注 意 事 項

- 1 助成券は、利用者として記載されている方以外の方は使用できません。
- 2 助成券は、乗車1回につき1枚のみ有効です。
- 3 助成券は、発行日から_____年3月31日まで有効です。(紛失しても再発行しません。)
- 4 助成券を利用される場合は、必ず手帳を運転手に提示してください(本人確認ができない場合、運転免許証等の提示が必要となる場合があります。)
- 5 助成券は、使用するとき以外は切り離さないでください。
- 6 期間内に利用できなかった助成券は、返還してください。
- 7 利用できるタクシーは、この冊子の裏面に記載されたタクシー会社に限り
ます。

No.	
障害者福祉タクシー料金助成券	
利用年月日	年 月 日
乗 車 地	_____
降 車 地	_____
お迎え料金	有・無
有効期限	年3月31日
発行者	
高浜市長	印
()	
No.	
障害者福祉タクシー料金助成券	
利用年月日	年 月 日
乗 車 地	_____
降 車 地	_____
お迎え料金	有・無
有効期限	年3月31日
発行者	
高浜市長	印
()	
No.	
障害者福祉タクシー料金助成券	
利用年月日	年 月 日
乗 車 地	_____
降 車 地	_____
お迎え料金	有・無
有効期限	年3月31日
発行者	
高浜市長	印
()	

利用者
氏名 _____

住所 高浜市 _____ 町
_____ 丁目 _____ 番地

電話 _____

利用できるタクシー会社(順不同)

様式第1(第10条関係)

障害者福祉タクシー料金助成資格喪失届

年 月 日

(宛先)高浜市長

届出者 住所 高浜市 町 丁目 番地
氏名
電話

次のとおり、障害者福祉タクシー料金助成の資格がなくなりましたので届けます。

利用者氏名		男・女	生 月	年 日	年 月 日
利用者住所	高浜市 町 丁目 番地				
助成券番号	第 号				
資格喪失の理由	死亡 本市に住所を有しなくなった 障害程度の変更 その他				
上記理由の 生じた日	年 月 日				
備考					

- 様式第 1 (第 4 条関係)
(平 2 5 規則 9 ・ 一部改正)
- 様式第 2 (第 4 条関係)
(平 2 5 規則 9 ・ 一部改正)
- 様式第 3 (第 4 条関係)
(平 2 5 規則 9 ・ 全改)
- 様式第 4 (第 1 0 条関係)
(平 2 5 規則 9 ・ 一部改正)

刈谷市心身障害者福祉タクシー料金助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、心身障害者が医療機関への通院等日常生活を容易にするため、タクシーを利用する場合に料金の一部を助成することにより、心身障害者福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第238号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から3級までに該当するもの
- (2) 厚生労働大臣の定めるところにより、都道府県知事が交付した療育手帳を所持している者で、障害の程度がA及びBのもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の障害等級1級及び2級に該当するもの

2 この要綱において「特殊タクシー」とは、車いす用昇降機又は移動用寝台(ストレッチャー)を装備した福祉輸送車両を用いたタクシーをいう。

(対象者)

第3条 この要綱により助成を受けることができる者は、本市に居住する心身障害者で、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき記録されているものとする。ただし、地方税法(昭和25年法律第226号)第162条に規定する自動車税又は同法第454条に規定する軽自動車税の減免を受けている者は、除く。

(申請、審査及び交付)

第4条 助成を受けようとする者は、市長に身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示するとともに、心身障害者福祉タクシー料金助成利用券交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、速やかにその審査を行い、前条の規定に

該当するものであると認めるときは、申請者に心身障害者福祉タクシー料金助成利用券（様式第2号。以下「利用券」という。）を交付する。

3 利用券は、申請のあった日の属する月から3月までの月数に3を乗じて得た枚数を一括交付する。

（助成の内容）

第5条 利用券による助成は、当該タクシーに係る中部運輸局長の認可を受け、又は中部運輸局長に届け出た一般乗用旅客自動車運送事業の運賃について行うものとし、有料道路料金、車椅子貸出料等の運賃以外の料金は、前条第2項の規定により利用券の交付を受けた者（以下「利用者」という。）が負担しなければならない。

2 利用券1枚につき助成する額は、別表に掲げる区分に応じ、同表に定める額を限度とする。

3 利用券の使用は、乗車1回につき6枚を限度とする。

4 利用者は、乗車1回の利用券の使用に際し、タクシー料金が利用券の限度額を超える場合は、当該超える部分を負担しなければならない。

（利用券の有効期間）

第6条 利用券の有効期間は、交付を受けた日の属する年度の末日までとする。

2 利用券は、理由にかかわらず、再交付しない。ただし、汚損した場合は、汚損した利用券と同一枚数の新券と交換することができるものとする。

（利用タクシーの範囲）

第7条 利用券を使用できるタクシーは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する一般旅客自動車運送事業の許可を受けたもので、市長と契約を締結した事業者のタクシーとする。

2 市長は、前項の事業者に対し、必要があると認めるときは、報告を求め、乗務記録その他必要な書類を調査することができる。

（譲渡又は担保の禁止）

第8条 利用者は、利用券を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（助成金の返還）

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により利用券を使用した者があるときは、その者から、当該利用券により助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を

返還させることができる。

(資格の喪失)

第10条 利用者が、次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を喪失する。

この場合において、未使用の利用券がある場合は、これを返還するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 本市に居住しなくなったとき。
- (3) 心身障害者でなくなったとき。
- (4) 地方税法第162条に規定する自動車税又は同法第454条に規定する軽自動車税の減免を受けたとき。
- (5) 前条に規定する不正な使用をしたとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成2年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の刈谷市中心身障害者福祉タクシー料金助成事業実施要綱の規定により交付された刈谷市中心身障害者福祉タクシー基本料金助成利用券は、改正後の刈谷市中心身障害者福祉タクシー料金助成事業実施要綱の規定により交付された刈谷市中心身障害者福祉タクシー料金助成利用券とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成4年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の刈谷市中心身障害者福祉タクシー料金助成事業実施要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、平成4年5月19日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 3 改正後の要綱第4条第3項の規定にかかわらず、適用日からこの要綱の施行の

日の前日までの間に特殊タクシーを利用し、1回につき2枚以上利用券を使用した者については、その利用1回につき1枚を超える使用枚数に相当する利用券を交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分				金額（円）
一般 タク シ	身体障害者手帳及び療育手帳	尾張・三河地区	普通	670
		名古屋地区	普通	450
	精神障害者保健福祉手帳	尾張・三河地区	普通	750
		名古屋地区	普通	500
特殊 タク シ	身体障害者手帳及び療育手帳	尾張・三河地区	大型	3,780
			普通	3,100
		名古屋地区	大型	2,980
			普通	2,680
	精神障害者保健福祉手帳	尾張・三河地区	大型	4,200
			普通	3,450
		名古屋地区	大型	3,320
			普通	2,980